

7. その他

(1) 会計科目の設定について

会計科目については、現在検討しているところであるが、基本的には以下のようなものを想定している。

<事業勘定>

歳入

(旧)

款	項	目
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 一般被保険者 国民健康保険税 2 退職被保険者等 国民健康保険税
5 国庫支出金	1 国庫負担金	1 療養給付費等負担金

歳入

↓

(新)

款	項	目
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 一般被保険者 国民健康保険税 2 退職被保険者等 国民健康保険税
5 国庫支出金	1 国庫負担金	1 事務費負担金 2 療養給付費等負担金

歳 入

(旧)

目	節	摘 要
1 一般被保険者 国民健康保険税	現年課税分 滞納繰越分	
2 退職被保険者等 国民健康保険税	現年課税分 滞納繰越分	
1 療養給付費等負担 金	現年度分 過年度分	



歳 入

(新)

目	節	摘 要
1 一般被保険者 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分 介護納付金分現年課税分 医療給付費分滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分	
2 退職被保険者等 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分 介護納付金分現年課税分 医療給付費分滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分	
1 事務費負担金	現年度分 過年度分	
2 療養給付費等負 担金	現年度分 過年度分	

(注) 国保料採用市町村においては上記の表中、「国民健康保険税」とあるのは「国民健康保険料」と、「現年課税分」とあるのは「現年分」と読み替えるものとする。

歳 出

(旧)

款	項	目
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	1 老人保健医療費拠出金 2 老人保健事業費拠出金 3 老人保健事務費拠出金

歳 出



(新)

款	項	目
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	1 老人保健医療費拠出金 2 老人保健事業費拠出金 3 老人保健事務費拠出金
4 介護納付金	1 介護納付金	1 介護納付金
以下1款ずつ繰り下げる。		

(2) 剰余金の取扱いについて

- ・ 介護保険制度施行後において、医療給付費分と介護納付金分に区分して経理は行わず、国民健康保険事業勘定として一体で取り扱うものとする（退職被保険者等に係る費用は従前同様区分経理を行う）。
- ・ したがって、剰余金は、医療給付費分、介護納付金分をそれぞれ独立して算定するものではなく、国民健康保険事業会計全体として、算定するものである。このため、介護納付金分の基金を新たに設ける必要はなく、平成12年度以降剰余金が生じた場合は、現行の国民健康保険事業基金へ積み立てを行うこととなる。

概算介護納付金額

各保険者における当該年度概算介護納付金額の計算式

$$\frac{\text{当該年度第2号被保険者一人当たり負担額}}{\text{当該年度全国標準給付費総額見込} \times \text{第2号被保険者負担率}} \times \text{各医療保険者における第2号被保険者見込み数}$$

1 医療保険納付対象額の総額の算出

- 前々年度のすべての介護保険保険者たる市町村における介護給付費及び予防給付に要する費用（上乗せ等を除く。以下「標準給付費額」という。）に一定の伸び率を乗じ、さらに第2号被保険者負担率を乗じて、全医療保険者により賄うべき、介護納付金総額（以下「医療保険納付対象額」という。）を求める。

<第2号被保険者負担率>

- ・ すべての市町村に係る被保険者の見込数の総数に対するすべての市町村に係る第2号被保険者の見込み数の総数の割合に2分の1を乗じて得た率を基準として設定され、3年ごとに当該割合の推移を勘案して政令で定める。
- ・ 平成12年度～14年度は33%に設定されることとなっている。

2 第2号被保険者の見込み数の総数の算出

- 各医療保険者の前々年度の第2号被保険者数に一定の伸び率を乗じ、当該年度の第2号被保険者数を算出、全医療保険者分を集計して、当該年度の第2号被保険者総数を求める。
- 平成12、13年度については平成10、11年度の第2号被保険者数調査の数値により算出することとなっている（平成10年度の第2号被保険者数については、既に調査実施済み）

3 第2号被保険者一人当たり負担見込額の算出

- 上記1により算出された当該年度の医療保険納付対象額を、2により算出された当該年度の第2号被保険者見込総数で除し、当該年度の第2号被保険者一人当たり負担見込額を算出する。

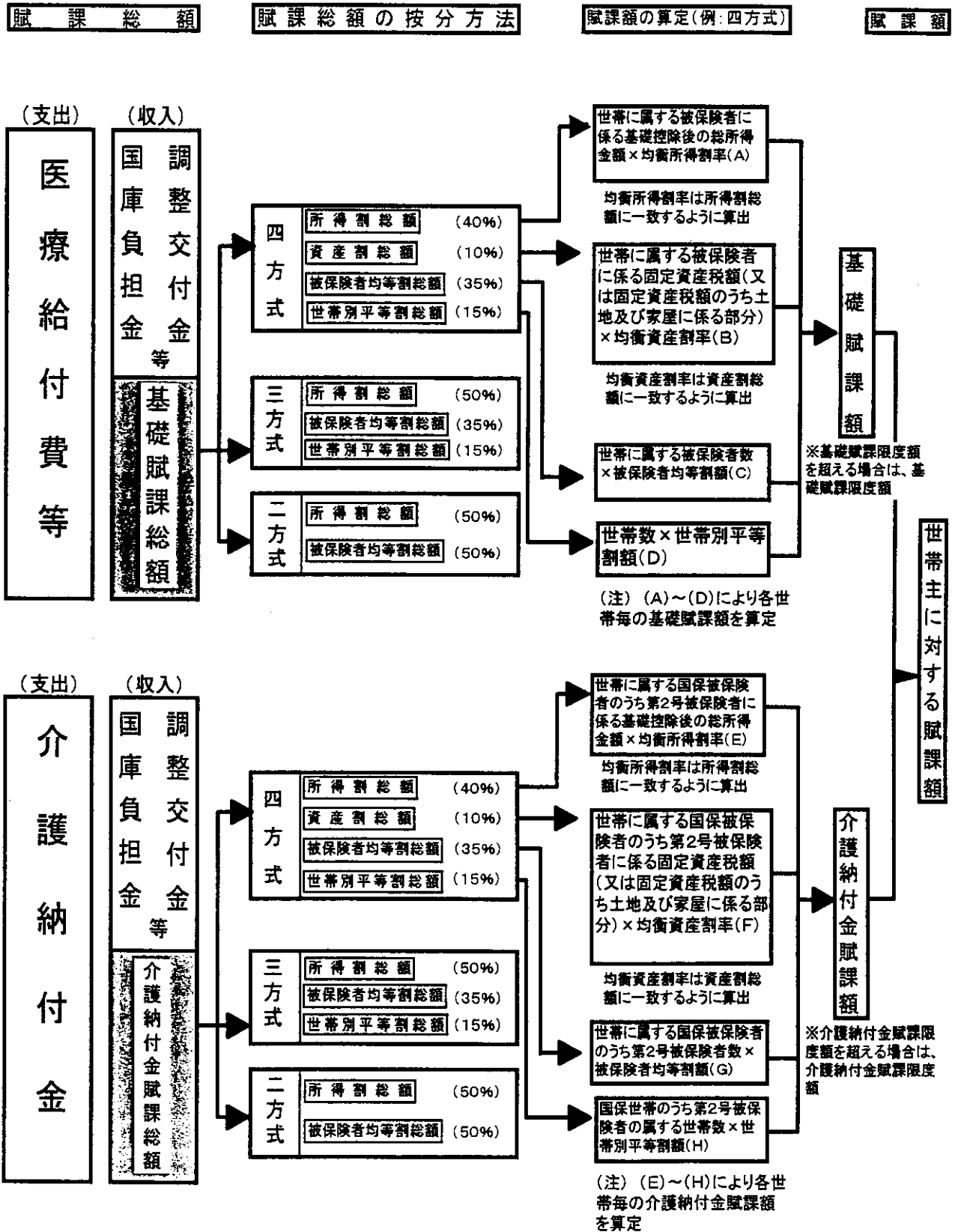
4 概算介護納付金額の算出

- 第2号被保険者一人当たり負担見込額に各医療保険者の第2号被保険者見込数を乗じることにより、各医療保険者における当該年度概算介護納付金額が決定する。

※ 確定介護納付金額について

- ・ 前々年度のすべての介護保険保険者たる市町村における標準給付費額に第2号被保険者負担率（平成12年度～平成14年度は33%）を乗じた額を前々年度の確定第2号被保険者数で除し、前々年度の確定一人当たり負担額を算出し、当該負担額に各医療保険者における前々年度の確定第2号被保険者数を乗じて求める。
- ・ このようにして算定された前々年度の確定介護納付金額と前々年度に支払った概算介護納付金額に差額について精算する。

介護保険導入後の国民健康保険料の賦課基準(概要)



被保険者資格証明書の交付について

① 国保料（税）について、滞納している世帯がある場合は、各納期毎に国保料（税）の納付状況を把握する。

- ・ 被保険者証の返還及び資格証明書の交付が義務的に行われることになる基準は、当該国保料（税）の納期限から厚生省令で定める期間（1年間を予定）が経過するまでの間に当該納期に係る国保料（税）が納付されないこととなるため、国保料（税）の納付状況は、各納期毎に把握する必要がある。
- ・ 当該措置が各納期毎の国保料（税）の滞納について行われる措置であることから、複数の納期に係る国保料（税）を滞納している場合は、納期限がより前にある国保料（税）から収納することに留意する必要がある。

② 督促状を送付する。

- ・ 国保税については、納期限から20日以内に督促しなければならない（地方税法第726条）。
- ・ 国保料については、納期限までに納入しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法第231条の3第1項）。

③ 当該納期に係る国保料（税）について、なお納付がない世帯については、引き続き納付指導等を行い国保料（税）の納付確保に努める。

- ④ 被保険者証の返還及び資格証明書の交付にあたり、国保料（税）の滞納につき、政令で定める特別の事情があるとき又は老健法の規定による医療等を受けることができる被保険者がいる場合は、世帯主又は組合員に対して届け出を求める。

＜政令で定める特別の事情＞（現行国保法施行令第1条の4と同じ）

以下に掲げる事由により保険料（税）を納付することが出来ないと認められる事情をいう。

- 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 上記に類する事由があったこと。

＜老健法の規定による医療等＞（現行国保法第9条第3項、国保法施行規則第5条の4と同じ）

以下に掲げる医療をいう。

- 老人保健法の規定による医療の給付
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 児童福祉法第20条の育成医療の給付若しくは育成医療に要する費用の支給又は同法第21条の9第2項第1号の医療に係る療育の給付
- 予防接種法第12条第1号の医療費の支給
- 身体障害者福祉法第19条の更生医療の給付又は更正医療に要する費用の支給
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項又は第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 結核予防法第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法第28条第1項第1号の医療費の支給
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

- 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
- 国保法施行令第29条の2第5項の規定による高額療養費の支給
- 健康保険法施行規則第63条ノ7第10号の規定により厚生大臣が定める医療に関する給付

＜特別の事情に関する届出記載事項＞（現行国保法施行規則第5条の5と同じ）

- 世帯主の氏名及び住所
- 国保料（税）を納付することができない理由
- 被保険者証の記号番号
- ※ 保険者は、必要に応じ、特別な事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

＜老人保健法の規定による医療等に関する届出記載事項＞
（現行国保法施行規則第5条の6と同じ）

- 老人保健法の規定による医療等を受けることができる被保険者の氏名及び住所
- その被保険者が受けることができる老人保健法の規定による医療等の名称
- 被保険者証の記号番号
- ※ 被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

⑤ 当該国保料（税）の納期限から厚生省令で定める期間（1年間を予定）が経過するまでの間において当該国保料（税）について納付しない世帯に対しては、④により、災害その他特別の事情があり当該国保料（税）を納付することができないと認められる場合を除き、弁明の機会の付与の通知を世帯主又は組合員あて発送する（行政手続法第13条、第29条～第31条）。

- ・ 弁明の機会の付与通知記載事項
 - ア) 予定される不利益処分の内容（被保険者証を返還しなければならないこととなる旨）及び根拠となる法令の条項（国保法第9条第3項）
 - イ) 不利益処分の原因となる事実（国保料（税）を納期限から厚生省令で定める期間（1年間を予定）が経過するまでの間滞納していること及びその納期）
 - ウ) 弁明書の提出先及び提出期限

⑥ 弁明書が提出期限までに提出されない場合及び弁明によっても予定されている当該処分は正当であると認められる場合は、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付する。

- ・ 条例で、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する規定を設けることができる（改正国保法第127条第1項）。
- ・ 被保険者証の返還を求める場合には、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行政手続法第14条）。
- ・ ただし、当該世帯に属する老健法の規定による医療等を受けることができる者があるときは、その者に係る被保険者証を交付する（改正国保法第9条第6項）。

⑦ 資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員が、滞納している保険料（税）を完納したとき又は滞納額の著しい減少、災害その他特別の事情があると認められるときは、被保険者証を交付する（改正国保法第9条第7項）。

また、当該世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者となった場合には当該被保険者に係る被保険者証を交付する（同条第8項）。

- ・ 特別の事情を有することになった場合、老人保健法の規定による医療等を受けることができる者となった場合については、当該世帯の世帯主又は組合員は、④と同様の届出書を直ちに提出しなければならない（現行国保法施行規則第5条の5第2項、同規則第5条の6第2項と同じ）。
- ・ 「滞納額の著しい減少」については、各世帯主又は組合員の納付状況等も勘案して判断すべきものであり、各保険者において個別の事情に即して判断するものである。

保険給付の支払の一時差止について

① 国保料（税）について、なお納付がない世帯については、引き続き納付指導等を行い、国保料（税）の納付確保に努める。

② 保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるにあたり、保険料（税）の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情がある場合は、世帯主又は組合員に対し届出書の提出を求める。

<政令で定める特別の事情>（現行国保法施行令第1条の4と同じ）
以下に掲げる事由により保険料（税）を納付することが出来ないと認められる事情をいう。

- 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと
- 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 上記に類する事由があったこと。

<特別の事情に関する届出記載事項>（現行国保法施行規則第5条の5と同じ）

- 世帯主の氏名及び住所
- 国保料（税）を納付することができない理由
- 被保険者証の記号番号
- ※ 保険者は、必要に応じ、特別な事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

③ 当該国保料の納期限から厚生省令で定める期間（1年6月間を予定）が経過するまでの間において当該国保料（税）について納付しない世帯に対しては、保険給付費の全部又は一部の支払の差止を行う。

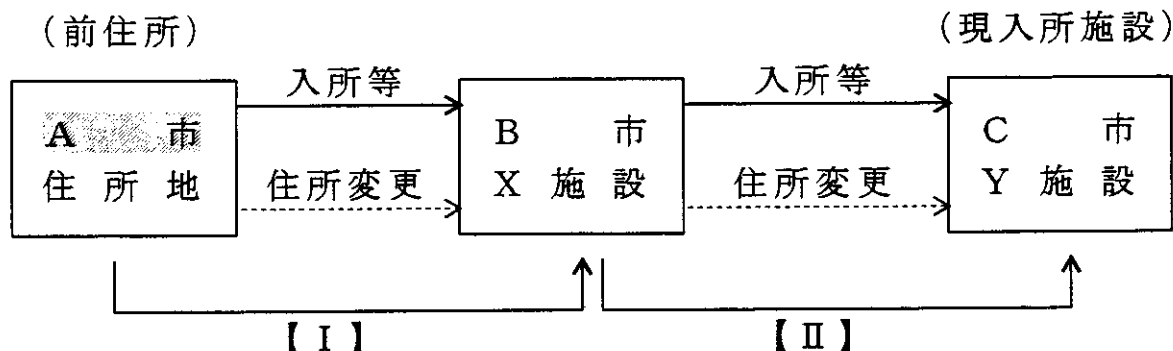
- ・ 通常は、資格証明書の交付を行ったあとに当該措置が講じられることになると考えられるが、必ずしも資格証明書の交付が前提として必要となる措置ではない。
- ・ この措置は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める措置であることから、当然その対象は現金給付に係る支払であり、現物給付について給付制限を行うものではない。
- ・ この措置に関しては、弁明の機会の付与は不要である（行政手続法第13条第2項第4号）。
- ・ 保険給付の全部又は一部の支払の一時差止とは、支給決定を行い、その支払を差し止めることであるので、その支出負担行為時は、支給決定を行った時となる。
- ・ 現金給付であることから、葬祭費についても当然対象となりうるものであるが、当該措置は「保険給付を受けることができる世帯主又は組合員」に講じられる措置であり、葬祭費の支給は葬祭を行った者に対して給付されるということから、その受給権者が世帯主及び組合員で無い場合があり、この場合は差止対象とはならないものである。

④ 保険者が保険給付の全部又は一部の支払を差し止めている場合において、災害その他の政令で定める特別の事情があるときは、世帯主又は組合員は直ちにその旨を届け出なければならない。

- ・ 特別な事情を有することになった場合については、当該世帯の世帯主は、②と同様の届出書を直ちに提出しなければならない。

住所地特例の事務の流れ

2以上の施設すべてに順次住所を移している場合（保険者A）



【Iの手続き】

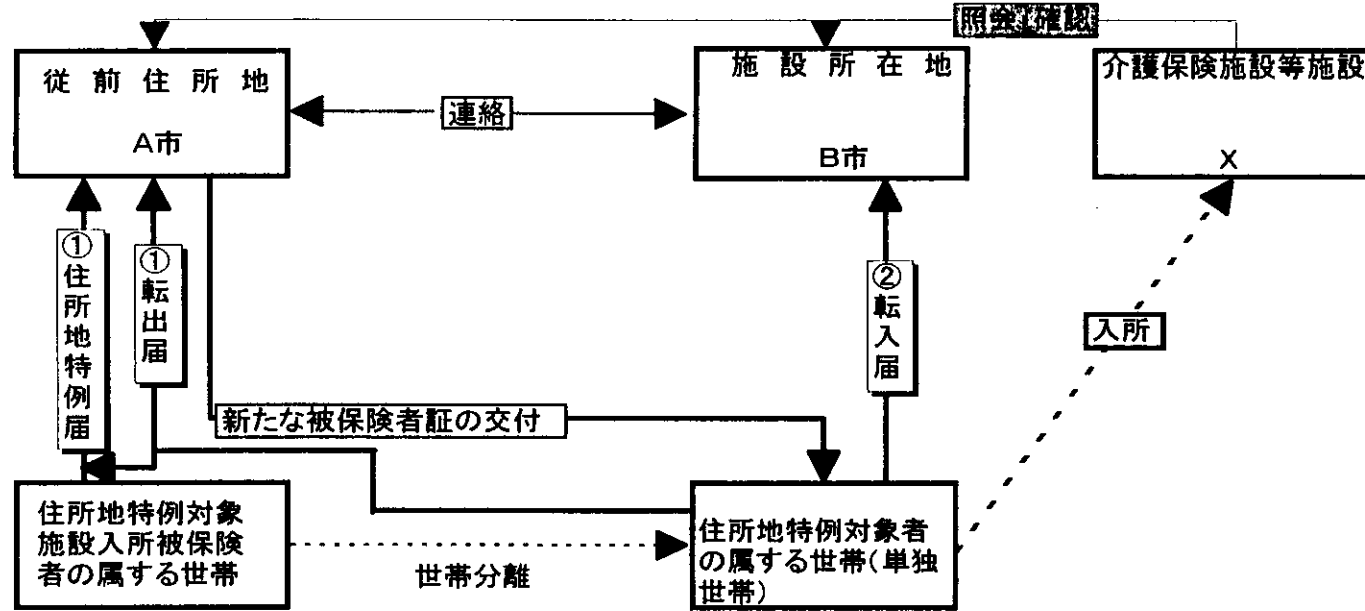
- ①【住所地特例届・転出届の提出】（現行と同じ）（世帯主→A市）
 ・ 住所特例届が採られた際は、A市は当該被保険者に「転出届」も併せて提出する。
 ・ 世帯主は、A市に転出届を提出する。
 ・ 世帯主は、A市に転出届を提出する。
 ・ 世帯主は、A市に転出届を提出する。
- ②【転入届の提出】（現行と同じ）（当該被保険者→B市）
 ・ 当該被保険者は、B市に「転入届」を提出する。
 ・ 当該被保険者は、B市に「転入届」を提出する。
 ・ 当該被保険者は、B市に「転入届」を提出する。
- ③【施設入所者名簿の記載】（施設X）
 ・ 施設Xは、入所時に入所者から、施設入所前の住所等の聞き取り等に基づき施設所在地B市及び、保険者A市にて照会を行なった上で、「施設入所者名簿」に記載する。

【IIの手続き】

- ①【転出届の提出】（現行と同じ）（当該被保険者→B市）
 ・ 当該被保険者は、B市に「転出届」を提出する。
 ・ 当該被保険者は、B市に「転出届」を提出する。
 ・ 当該被保険者は、B市に「転出届」を提出する。

- ②【転入届の提出】（当該被保険者→C市）
 ・ 当該施設を提出する。施設所在地であ
 施設場所、で者台帳」を作成する。被
 入所施設変更の届出を提出する。住所変更
 の届出の提出（現行
 と同じ）（当該被保険者の世帯主はA市に
 入所施設変更の届出を提出する。）
- ③【施設入所者名簿の記載】（施設Y）
 ・ 施設Yは、入所時に施設所在地C市及び
 入所者に基づいて国民健康保険に加入する
 施設入所者名簿に記載する。施設入所前
 の住所等について、施設入所前にて
 国民健康保険に加入している場合は、
 国民健康保険に加入する旨を記載する。
 施設Xは、施設入所者名簿に記載すると
 ともに、その旨を国民健康保険者A市、
 B市に連絡する。
- ④【施設入所者名簿の記載等】（施設X）
 ・ 施設Xは、施設入所者名簿に記載すると
 ともに、その旨を国民健康保険者A市、
 B市に連絡する。
- ⑤【施設入所者名簿の記載等】（施設X）
 ・ 施設Xは、施設入所者名簿に記載すると
 ともに、その旨を国民健康保険者A市、
 B市に連絡する。
- (注) Iの③、IIの④、⑤については、改正国保法第116条の2第
 3項に基づき検討中の案である。

I 従前住所地A市から、B市の施設Xに入所した場合(施設内に住所を異動した場合)(現行と同じ)
(住所:B市施設 保険者:A市)



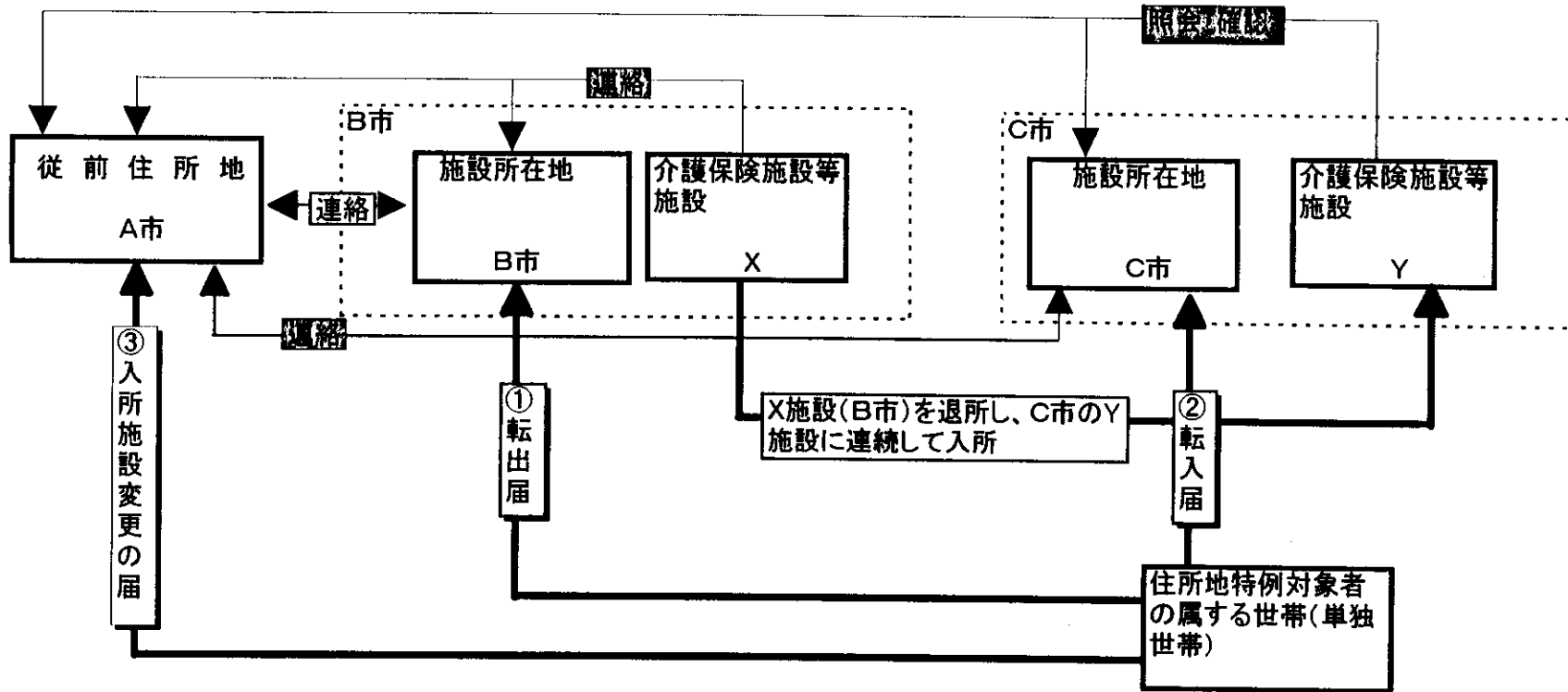
①【転出届、住所地特例届の届出】(世帯主→従前住所地A市)
 被保険者が住所地特例の適用を受けるに至ったときは、入所措置等が採られた際現に被保険者が属していた世帯主及び当該措置等により当該被保険者が属することになった世帯(原則単独世帯)の世帯主は、「住所地特例適用届」を従前地A市に提出する。
 また、当該被保険者は、従前住所地A市に「転出届」を提出する。

②【転入届の提出】(当該被保険者→施設所在地B市)
 当該被保険者は施設所在B市に転入届を提出する。
 この際、B市は、A市に照会し、当該者が住所地特例被保険者である旨を把握し、他市町村住所地特例被保険者台帳を作成する。

【新たな被保険者証の交付】(従前住所地A市→新たな世帯主)
 従前住所地A市においては、①の届け出に基づき、当該被保険者に係る被保険者台帳を作成し、新たな被保険者証を交付する。この際、国保税を採用している市町村においては、税担当課にも連絡する。

■部分は、改正国保法による新たな事務の流れとして検討中。

II 従前住所地A市から、B市の施設Xに入所、引き続きC市のY施設に入所(施設内に住所を異動した場合)
(住所:C市施設 保険者:A市)



①【転出届】(当該被保険者→施設所在地B市)
 当該被保険者は、旧施設所在地B市に「転出届」を提出する。
 この際、国保担当課は住民基本台帳担当課からの連絡に基づき、住所地特例被保険者台帳にC市に転出の旨を記載する。

②【転入届の届出】(当該被保険者→施設所在地C市)
 当該被保険者は施設所在地C市に転入届を提出する。
 この際、C市は、B市及びA市に照会し、当該者が住所地特例被保険者である旨を確認し、他市町村住所地特例被保険者台帳を作成する。

③【住所地特例の入所施設変更の届】(世帯主→従前住所地A市)
 当該被保険者の属する世帯の世帯主は、従前住所地A市(保険者)に対して、住所変更・入所施設変更の届出を提出する。
 この際、併せて被保険者証の住所変更を行う。

■部分は、改正国保法による新たな事務の流れとして検討中。

